

事 務 連 絡
令和4年9月13日

各県立学校長
各教育事務所（支所）長
各市町村教育委員会学校保健主管課長 } 様

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し等を内容とする
「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について

令和4年9月9日付けで文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から、別添写しのとおり事務連絡がありました。

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについては、令和4年9月8日付け事務連絡でもお知らせしたとおり変更はありません。

なお、厚生労働省事務連絡においては、療養期間中も一定の条件の下で食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えないとされていますが、文部科学省事務連絡において、療養期間中の出勤、登校は必要最小限の外出としては認められないこととされていますので、御留意ください。

つきましては、別添の事務連絡を御確認の上、新型コロナウイルス感染症対策について引き続き徹底していただくようお願いします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校等への周知をお願いします。

担 当：健康教育・学校安全担当 脇田・龍野
電 話：048-830-6963
E-mail：a6960-02@pref.saitama.lg.jp